

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	交付金充当 事業費 (千円)
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対策防犯体制強化事業	①電気代等の高騰により住民の公共施設利用が増加する中、施設の防犯機能強化と各世帯への防犯対策補助を実施することで、物価高騰下における住民生活の安全性と利便性の向上を図る ②防犯カメラ等設置工事費、防犯備品(刺股)購入費、家庭向け防犯対策用品購入費補助金 ③防犯カメラ等設置工事費(8施設)11,855千円、刺股購入費 23,100円×11本、18,480円×11本、防犯対策補助金 20千円×50世帯 ④全町民	R7.4	R8.3	13,313
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対策防災備蓄品配布事業	①物価高騰等により後回しにされてしまいがちであるが災害時には必ず必要になる非常用トイレ各戸に配布し、災害に備えてもらう。 ②非常用トイレ購入費、チラシ印刷代 ③非常用トイレ3,420世帯分(60個入×57箱@42,130円)、印刷費55,000円 ④町内全世帯	R7.4	R7.9	2,456
3	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	物価高騰臨時対応障害児(者)生活サポート給付事業	①町長が認定した民間団体が利用、施設による一時的な介護、介護人の派遣、障害者の外出の援助等のサービス(利用者は主として非課税世帯低所得者)に係る利用料の一部を給付することで、物価高騰のさなかにおいても、在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。 ②障がい者等のサービス利用にかかる自己負担に対する一部給付 ③生活サポート事業給付費 450円×2,400時間＝1,080,000円 ④身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、知的障害者更生相談所又は児童相談所において知的障害と判定された者、医師により発達に障害があると診断された者、総合支援法における障害者	R7.4	R8.3	1,080
4	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	物価高騰臨時対応重度心身障害者医療費支給事業	①入院時における食事代を助成し、物価高騰の影響を受ける低所得障害者の支援を行う。 ②障がい者が入院時に負担する食事代に対する助成 ③R6実績に基づく平均×10か月+4・5月実績 ④重度心身障害者医療支給事業該当者のうち医療保険各法その他法令の規程による食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額認定を受けている者	R7.4	R8.3	540
5	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	保育所等物価高騰対策給付事業補助金	①物価高騰の影響を受けている町内私立保育施設等に対し、光熱費及び食材料費の上昇相当分を補助することで、運営の安定化を図り、保育の質を確保(維持)する。 ②物価高騰の影響を受けている町内私立保育施設等の光熱費及び食材料費の高騰分相当額として支出する補助金を充当。県補助事業として実施予定。 ③事業総額 739,040円 町内私立保育施設利用定員数212名×※県補助単価 3,320円 町内私立保育施設利用定員数 8名×※県補助単価 4,400円 補助対象 369,520円(739,040円×県1/2) ※県補助単価 低圧電力720円または高圧電力1,800円 ガス代100円 食材料費2,500円 ④対象施設 3園(私立認定こども園1件・200名、認可外保育園2件・20名)	R7.7	R8.3	370
6	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対策住宅環境改善促進補助事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者を支援するため、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ改修等に対する費用を補助する。 ②断熱リフォーム:断熱材設置・断熱ガラス等改修費の20%を補助する(20万円を上限) 環境配慮型設備:電気ヒートポンプ給湯器等、環境配慮型設備の導入費を補助する(補助率及び上限額は設備の種類に応じ1/10～1/2、5,000円～20万円) ③断熱リフォーム:20万円×10件、環境配慮型設備:5万円×20件	R7.4	R8.3	3,000
7	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策農業者給付金事業	①物価等の高騰による影響を受けている農業者の支援となり、事業継続の下支えに寄与するため、物価高騰に苦慮している地域農業者に対して緊急的に給付金を支給する。 ②地域農業者への給付金及び事務費 ③交付金対象数:64件 事業費:3,030千円 (認定農業者は100千円、売上規模に応じ20、50、80千円の支給とする。認定農業者8件×100千円＝800千円、農業者6件×80千円＝480千円、25件×50千円＝1,250千円、25件×20千円＝500千円) 事務費:50千円 (役務費(郵送料等)13千円、需用費(消耗品費)37千円) ④事業対象農業者は法人にあっては町内に本店所在地を有する中小企業者であること、又は個人事業主にあっては町内に住所を有するもの	R7.9	R8.3	3,080
8	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	物価高騰対策省エネ家電買い替え補助事業	①エネルギー・食料品価格の高騰等による影響を受けている生活者に対し、省エネ家電製品(電気冷蔵庫、エアコン)の買い換えを促進することにより、家庭の消費電力量を引き下げ、発電によって排出される温室効果ガスを削減し、もって地球温暖化を防止するため、古い家電製品から省エネ家電製品への買い換えを行う経費の一部を補助する。 ②補助金及び補助に係る経費 ③補助金2,000千円(冷蔵庫、エアコン100件×20千円) ④全町民	R7.9	R8.3	2,000